

北九州市立花尾小学校PTA特別会計規約

第一章 名称および財源

本会計は北九州市立花尾小PTA特別会計と称し、一般会計繰越金の一部および、バザー収益金などの一部を財源とする。

第二章 目的

本会計は家庭、学校、地域社会と連携し、児童の健やかな成長と行事の推進または環境改善などの促進を図る目的とする。

第三章 使 途

本会計の目的を達成するため次の使途にしたがって適用する。

- 一 PTAが第二章の目的をもった行事または環境改善などを行う場合この会計をもってその運用を行う。
- 二 PTAの当初予算以外の支出を必要とする時や、やむを得ず本予算に超過を生じた場合支出に充てる。
- 三 PTA本予算実行途中に残高不足の場合は、暫定的にこの会計より流用してその支出に充てることができる。

第四章 充 用

- 一 本会計充用の必要を生じた時は、理由・金額および予算の基礎を明らかにした会計要求書を作成して会長に提出しなければならない。
- 二 会長は、会計要求書を審査し、理事会の承認を求めなければならない。
- 三 理事会の決定があれば、会計について予算が成立したものとみなす。

第五章 会計および会計監査

- 一 本会計は、PTA特別会計として取り扱う。
- 二 本会計の監査はPTAの会計監査が行う。

附 則

- 一 この規約は平成17年4月24日より実施する。
- 二 この規約の改正を必要とする場合は理事会の承認を得る。

改 正

平成19年7月